

一般社団法人 香川県トラック協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人香川県トラック協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
- (2)貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業
- (3)貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (4)法令及び税制に関する調査、研究
- (5)行政庁の行う貨物自動車運送事業法、その他法令の施行の措置に対する協力
- (6)貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓蒙
- (7)貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
- (8)会員相互の連絡協調を図る施策
- (9)研究会、講習会、講演会等の開催
- (10)貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (11)その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1)正 会 員 香川県内で貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）を営むもので、この法人の事業に賛同して入会した者。
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会したもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合総会の 1 週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2)総会員が同意したとき。

(3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任又は解任

- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日々の2週間前までに正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、過半数の正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の代理行使)

第19条 正会員は、当該会員の役職員又は他の正会員にその議決権の行使を委任するこ

とができる。この場合、当該会員又は委任を受けた者は、委任状をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(書面表決)

第20条 書面による議決権の行使を認めた総会においては、正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合における第18条の規定の適用については、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 23名以上31名以内
- (2)監事 2名又は3名

- 2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長、1名を専務理事、1名以内を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が示す特命事項について、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
- 5 常務理事は、その担当業務について、会長、副会長及び専務理事を補佐し、業

務を執行する。

- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(顧問)

第29条 この法人に顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者等の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第26条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度2回開催するほか、会長が必要と認めるとき開催する。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会で予め指定された副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、前条2項の副会長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 正副会長会

(構成)

第37条 この法人に正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(権限)

第38条 正副会長会は、次の職務を行う。

- (1)理事会の運営に関すること
- (2)理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第39条 正副会長会は、毎事業年度2回開催するほか、会長が必要と認めるとき開催する。

(招集)

第40条 正副会長会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、正副会長会で予め指定された

副会長が招集する。

(議 長)

第41条 正副会長会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故ある場合は、前条第2項の副会長がこれに当たる。

(決 議)

第42条 正副会長会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議 事 録)

第43条 正副会長会の議事については、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委 員 会

(委員会の設置)

第44条 この法人の事業の円滑な運営を図るために必要があると認めるときは、理事会は、その決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)公益目的支出計画実施報告書

(4)貸借対照表

(5)損益計算書（正味財産増減計算書）

(6)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第50条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第11章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、楠木寿嗣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。